

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年8月及び7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月
② 平成7年2月
③ 平成7年4月から同年9月まで
④ 平成7年12月
⑤ 平成12年12月から13年3月まで

私は、申立期間①から④までは国民年金の定額保険料を、申立期間⑤は定額保険料に加えて付加保険料を、自分自身でA市役所窓口か銀行で納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②はそれぞれ1か月と短期間である上、申立人は、当該申立期間前後の国民年金保険料を過年度保険料として定期的に納付していること、及び申立人の所持する出納帳に、申立期間②の保険料を平成9年3月31日に納付したことを示す記載が確認できることから、申立人は、当該申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立人は、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、自ら経営している店舗の出納帳及び平成7年分の所得税の確定申告書を提出しているが、当該申立期間前後の保険料は平成9年4月以降に過年度納付されていることから、当該申立期間の保険料を平成7年に現年度納付したとは考え難い上、当該確定申告書に記載された支払保険料の金額は、当該申立期間の保険料を含んだ場合の金額と一致しない。また、出納帳を見ても、当該申立期間の保険料を納付していたことを示す記載は確認できず、このほかに、申立人が当該申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人が当該申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間⑤については、申立人は、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料を納付していたと主張しているが、当該申立期間の定額保険料は、平成13年7月26日から同年11月20日までの間に過年度納付されていることが確認でき、付加保険料を過年度納付することはできないことから、申立人は当該申立期間の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月及び7年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

申立期間当時は、家計はすべて父親が取り仕切っており、家族の国民年金保険料は、父親がA農業協同組合の組合員勘定で納付してくれていた。

昭和58年に住宅が火災に遭い、国民年金保険料の納付を証明できる書類は焼失してしまったが、申立期間について、妻の分が納付済みとなっているのに、自分の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、家族の国民年金保険料は申立人の父親がA農業協同組合の組合員勘定で納付してくれていたと主張しているとおおり、社会保険庁の記録及びB町の国民年金被保険者名簿兼検認カードを見ると、当時、申立人と同居していた申立人の両親及び申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間後の昭和52年度分の国民年金保険料は、昭和52年3月11日に前納されており、その際に現年度納付が可能な申立期間の保険料を未納のままとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月11日から34年7月1日まで

昭和31年4月にA社に入社し、53年1月まで継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所からは、昭和31年4月から34年6月までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の申立期間当時のメモ帳の記載及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が昭和31年4月11日から継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、申立人も正社員として同様に勤務していたので厚生年金保険料を控除されていたと思う旨を証言している上、同僚のうち1人が所持している昭和32年4月からの給与支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ているところ、同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

一方、申立期間のうち、昭和31年4月11日から32年8月1日までの期間については、申立人がA社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚が所持する給与支払明細書における保険料控除額、及び申立人のA社における昭和34年7月の社会保険事務所の記録から、32年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年6月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し、家具製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和32年8月から34年6月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月30日から34年7月1日まで

A社には、前身のB社から引き続き、昭和41年末まで勤務していたが、社会保険事務所からは、B社で31年3月30日に厚生年金保険の資格を喪失して以降、同年3月から34年6月までの期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社から継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、申立人も正社員として同様に勤務していたので厚生年金保険料を控除されていたと思う旨を証言している上、同僚のうち1人が所持している昭和32年4月からの給与支払明細書によれば、同年8月から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ているところ、同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

一方、申立期間のうち、昭和31年3月30日から32年8月1日までの期間については、申立人がA社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚が所持する給与支払明細書における保険料控除額、並びに申立人のB社における昭和31年2月の社会保険事務所の記録、及びA社における34年7月の社会保険事務所の記録から、32年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年6月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し、家具製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和32年8月から34年6月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から33年9月までは4,000円、同年10月から34年6月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年4月1日から34年7月1日まで
昭和32年4月にA社に入社し、39年6月まで継続して勤務していた。
しかしながら、社会保険事務所からは、入社した昭和32年4月から34年6月までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。
厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与支払明細書を持っているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が昭和32年4月1日から継続してA社に勤務していたことが認められ、申立人が所持している給与支払明細書によれば、申立人は、同年8月から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年8月1日までの期間については、申立人がA社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書の記載から、昭和32年8月から33年9月までは4,000円、同年10月から34年6月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年6月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し、家具製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和32年8月から34年6月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年6月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月30日から34年7月1日まで

A社には、前身のB社から引き続き、昭和54年1月まで勤務していたが、社会保険事務所からは、B社で31年3月30日に厚生年金保険の資格を喪失して以降、同年3月から34年6月までの期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社から継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、申立人も正社員として同様に勤務していたので厚生年金保険料を控除されていたと思う旨を証言している上、同僚のうち1人が所持している昭和32年4月からの給与支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ているところ、同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

一方、申立期間のうち、昭和31年3月30日から32年8月1日までの期間については、申立人がA社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚が所持する給与支払明細書における保険料控除額、並びに申立人のB社における昭和31年2月の社会保険事務所の記録、及びA社における34年7月の社会保険事務所の記録から、32年8月から33年9月までは5,000円、同年10月から34年6月までは6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年6月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し、家具製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和32年8月から34年6月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から33年9月までは8,000円、同年10月から34年6月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月30日から34年7月1日まで

A社には、前身のB社から引き続き、昭和54年1月まで勤務していたが、社会保険事務所からは、B社で31年3月30日に厚生年金保険の資格を喪失して以降、同年3月から34年6月までの期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社から継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、申立人も正社員として同様に勤務していたので厚生年金保険料を控除されていたと思う旨を証言している上、同僚のうち1人が所持している昭和32年4月からの給与支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ているところ、同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

一方、申立期間のうち、昭和31年3月30日から32年8月1日までの期間については、申立人がA社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚が所持する給与支払明細書における保険料控除額、並びに申立人のB社における昭和31年2月の社会保険事務所の記録、及びA社における34年7月の社会保険事務所の記録、並びに申立人の31年4月における給与額に係る供述から、32年8月から33年9月までは8,000円、同年10月から34年6月までは9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年6月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し、家具製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の昭和32年8月から34年6月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月16日から42年1月16日まで
② 昭和43年6月1日から同年12月1日まで
③ 昭和44年6月3日から45年7月16日まで

平成18年8月21日付けで送付されてきた「年金加入記録のお知らせ」を見て初めて、脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金の制度については、この時に年金相談で説明を受けるまで知らなかった。

退職時に会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、申立期間に係る脱退手当金については、申請した記憶も受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性被保険者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後2年間に被保険者資格を取得した者であって脱退手当金の受給権のある310人のうち、脱退手当金を受給している者は申立人を含め7人しかおらず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と113円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間（A社、B社、C社、D社）をその計算の基礎とするものであるが、C社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、C社の被保険者期間は、脱退手当金の支給対象とされた3社のうち2社（B社及びD社）の被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず

ず、支給されていないことは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から同年10月までの期間及び58年5月から平成6年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から同年10月まで
② 昭和58年5月から平成6年1月まで

私は、昭和58年6月にA市に帰郷して自営業を営んでいたが、経営が困難であったため、A市役所に国民年金保険料の納付について相談に行き、59年9月ころに、国民年金への加入手続を行うとともに免除の申請を行ったので、申立期間について免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年9月ころにA市役所で国民年金に加入し、申立期間について免除申請を行ったと主張しているが、申立人の住民票から、申立人がA市に転入したのは60年1月であることが確認でき、59年9月ころは、申立人はB市に住んでいたと考えられるところ、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、免除期間として認められるのは申請日の属する月の前月からであり、国民年金に加入する前の期間についてはさかのぼって免除申請を行うことはできないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間は通算132か月と長期間であり、申請免除は毎年手続を行わなければならないにもかかわらず、申立期間の免除記録がすべて欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。